

継続的見守り契約公正証書

本公証人は、委任者〇〇〇〇(以下「甲」という。)と受任者〇〇〇〇(以下「乙」という。)の依頼を受けて、双方の述べる契約の内容を聞き、その趣旨を書き取って、この証書を作成する。

甲と乙は、平成 年 月 日に、□□地方法務局所属公証人〇〇〇〇作成平成 年 第 号公正証書をもって別途締結した任意後見契約(以下、「任意後見契約」といいます。)に関する継続的見守り契約(以下、「本見守り契約」といいます。)を次のとおり締結します。

第1条(目的)

本見守り契約は、任意後見契約が効力を生ずるまでの間(以下、「本契約期間」といいます。)、甲は乙に対し、定期的な連絡により意思疎通を確保し、乙は甲に対し、定期的な連絡と甲の自宅訪問・面談によって甲の生活状況及び健康状態を把握することにより、甲が地域社会において、安心して暮らすことができるよう見守ることを目的とします。

第2条(契約期間)

- 1 本見守り契約の期間は、本日から1か年とします。
- 2 契約期間満了日の1か月前までに、甲又は乙から相手方に対し、何らかの意思表示がないときは、本見守り契約は同一条件で更に1か年更新されるものとし、以後も同様とします。

第3条(電話・訪問・面談等)

- 1 本契約期間中、乙は、原則として、月初めに電話で甲に連絡するとともに、1か月に1回、甲の自宅を訪問して、甲と面談するものとします。
- 2 乙による具体的な自宅訪問日は、毎月 日とします。ただし、甲と乙が相談して、適宜変更することができるものとします。
- 3 乙は、前項に定める面談日以外の日であっても、必要と認めた場合又は甲の要請があった場合は、随時面談するものとします。
- 4 甲と乙は、乙による訪問と面談が、第4条に定める事務を目的とするものであり、甲の身辺のお世話や世間話の相手、買い物の手伝い等をするためのものではないことを確認します。

第4条(見守り事務)

- 1 乙は、前条に定める電話、自宅訪問、面談を通じて様子の変化を見守り、甲が消費者トラブルに巻き込まれ、又は、介護・福祉サービス契約の締結を必要とする状況や認知症の発症が疑われる状態と認めた場合は、関係機関に対応措置の要請を行うものとします。
- 2 前項の場合、乙は、関係機関に対し、対応措置に必要と認める範囲で、甲の個人情報を含む一切の情報を提供することができるものとします。
- 3 甲が希望する場合は、乙は甲があらかじめ指定した親族等の者に対し、第1項の対応措置を要請するに至った経緯を連絡します。
- 4 第1項のほか、乙は、甲の身上面にも十分配慮し、甲が加療を要する傷病を負ったことを知ったときは、受診・入院等の手配をするものとします。

第5条(秘密保持)

乙は、前条第2項の場合を除き、甲の承諾を得ないで、本見守り契約を通じて知り得た甲の個人情報及び秘密等を開示し、又は漏洩してはなりません。

第6条(報酬)

1 甲は、乙に対し、本見守り契約(第3条第1項及び第4条第1項に定める定期的な訪問と面談による乙の見守り行為)の報酬として、月額金 万円(税別)を、乙が甲の自宅を訪問したときに支払うものとします。

2 第3条第3項の不定期の面談の報酬については、その都度、甲と乙が協議して、別途報酬を支払うものとします。

3 本契約が月の途中で終了した場合でも、当該月の報酬は、月額を支払うものとします。

第7条(費用)

第4条第3項及び第4項に定める事務等に必要な費用は、甲が負担するものとします。

第8条(契約の変更) 本見守り契約を変更する契約は、公正証書によってするものとします。

第9条(契約の解除)

甲又は乙は、いつでも本見守り契約を解除することができます。ただし、この解除は、公証人の認証を受けた書面によってするものとします。

第10条(契約の終了)

1 本見守り契約は、次の場合に終了します。

- ① 甲又は乙が、死亡したとき。
- ② 甲又は乙が、破産手続開始決定を受けたとき。
- ③ 乙が後見開始の審判を受けたとき。
- ④ 甲が法定後見開始の審判を受けたとき。
- ⑤ 任意後見契約が解除されたとき。
- ⑥ 任意後見監督人選任の審判が確定したとき。

第11条(契約費用の負担)

本公正証書作成に要する費用は、甲の負担とします。

本旨外要件

住所

職業

委任者

無職

〇〇〇〇

昭和 年 月 日生

住所

職業

受任者

〇〇〇〇

昭和 年 月 日生